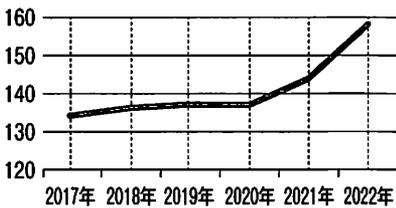


はじめに

2015年の相続税大増税以降、相続・終活・事業承継をめぐる相続コンサルタント業務が注目されてきています。相続税の課税割合がほぼ倍増したことで、これまで弁護士・税理士等士業の独占市場となっていた相続マーケットに、相続診断士や終活カウンセラー等の民間資格者（いわゆる相続コンサルタント）や保険・証券・不動産業も参入しています。

また、厚生労働省が2023年2月28日に公表した人口動態統計（速報）では、2022年の国内の死亡数は戦後最多の158万2,033人となり、終戦直後の第一次ベビーブーム時に生まれた「団塊の世代」が2025年にすべて75歳を超える「大相続時代」も目前に迫っています。

■ 死亡者数の推移



（出典）厚生労働省「人口動態統計」

それに伴い、年々相続コンサルタント（士業を含む）の需要も増し、この本を手に取っている皆さんも相続セミナーや無料相続相談会などを通じて、一般の方の相談に乗ってこられたのではないのでしょうか？

その際に、相談者が皆さんの使用する「専門用語」を理解せず、思うように意思の疎通が取れなくて困ったことはありませんか？

例えば、「特別受益」という言葉を、高齢の相談者に向かって「過去に特別受益を行った事実はありますか？」などと聞いても理解不能となることが多いと経験上感じています。

筆者は専門用語を説明する際には、いかにわかりやすく、理解されやすい言葉に変換するかを心掛けてきました。

「特別受益」の場合は、「ほかのお子さんには何もあげていないのに1人だけ、お金を渡したりと、エコひいきしているおさんはいらっしゃるいませんか？」——そうすると、「ああ！末っ子の三女にだけはどうも昔から甘くて、ほかの子らには内緒で車を買ってやったり、小遣いを渡したりしているなあ」と答えが返ってきます。

そうはいつでも今まで難解な言葉や概念をそのまま難解に伝えてきた実務家にとって、このような「言い換え」は意外とハードルが高いものです。

相続相談のコツは、

- ① 専門用語はなるべく使わない。「正しさ」よりは「わかりやすさ」を優先
- ② 相談者の理解力にあわせた説明を工夫する
- ③ 相談者の家庭にあわせて事例に落とし込んで説明する
- ④ 話す速度や声の大きさにも気を配り、相談者が理解しているかを時々確認しながら話を進める
- ⑤ 図や表や相続関係図を書きながら言葉だけでは伝わらない部分を補足する

といったことが挙げられます。

本書では筆者をはじめ、筆者のビジネスパートナーや相続に強い士業が対策の説明をする上での上手な話し方・伝え方のノウハウを、35の相続ワードを選び、解説しています。

本書が相続の現場で少しでも参考になれば、筆者らも嬉しく思います。

令和5年11月

相続コンサルタント 一橋 香織

CONTENTS

1	遺留分侵害額請求	寺門美和子	2
2	遺言執行者	石塚 安代	8
3	名義預金	昆 充芳	14
4	配偶者居住権	松原 尚実	20
5	相続放棄	小笹 美和	26
6	代襲相続人	稲場 晃美	32
7	相続登記	徳武 聡子	38
8	小規模宅地等の特例	小林 幸生	44
9	推定相続人・法定相続人	稲葉壮一郎	50
10	自筆証書遺言・公正証書遺言	栗原 久人	56

11	筆界と境界	山田 一博	62
-----------	--------------	-------	----

プラス 1 エンディングノートは縁ディングノート／66

12	代償分割	松本 啓佑	68
-----------	-------------	-------	----

13	みなし相続財産	小泉 栄作	74
-----------	----------------	-------	----

14	物 納	堀口 実	80
-----------	------------	------	----

15	付言・付言事項	善見 育弘	86
-----------	----------------	-------	----

16	遺産分割協議	竹内みどり	92
-----------	---------------	-------	----

17	直系尊属・直系卑属	秋山 千穂	98
-----------	------------------	-------	----

18	寄 与 分	徳永 和子	104
-----------	--------------	-------	-----

プラス 1 「遺書」と「遺言」は一字違いで大違い／108

19	遺留分放棄	谷口 容一	110
-----------	--------------	-------	-----

20 法定相続分 栗生 菜摘 116

21 検 認 浜田 政子 120

22 相続税の基礎控除 金澤 嘉宏 126

23 相続時精算課税制度 藤井利江子 132

24 換価分割 藤井利江子 138

25 普通養子・特別養子 竹内 誠一 144

26 準確定申告 諸隈 元 148

プラス 1 相続関係図をきちんと書いてますか？ / 152

27 共有分割 高橋 正芳 154

28 特別縁故者 一橋 香織 160

29 特別受益 上木 拓郎 166

30 名 寄 帳 小林 幸生 172

31 成年後見・民事信託・生命保険信託 徳武 聡子 178

32 公 証 人 高橋 正芳 186

プラス 1 絵に描いた餅？ 特別寄与料／190

33 遺 贈 高橋 美春 192

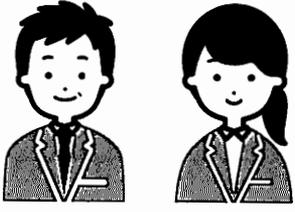
プラス 1 依頼人は長男だけ？／198

プラス 1 「正しい」よりも「伝わる」相談を／199

34 相続欠格・廃除 細谷 洋貴 200

35 死因贈与 高橋まどか 206

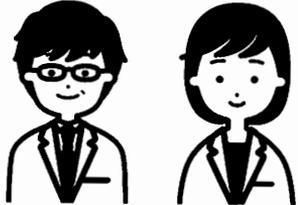
プラス 1 自筆証書遺言保管制度／212



専門用語を使わない！

相続ワード の伝え方

一橋 香織／編
笑顔相続サロン®メンバー／著



1

遺留分侵害額請求

相続診断士 寺門美和子



相談者

亡くなった父の前妻との間に生まれた異母兄から「遺留分侵害額請求」というものが届きました。父は遺言書を作成しており、生前「ちゃんと相続対策してるから安心してくれ」と言っていたのに……。確か、遺言書があれば、法律で決められたおりに財産を分けなくてもよいと聞いたのですが、この請求は何なのでしょう？

遺留分侵害額請求とは、被相続人が財産を贈与又は遺贈し、遺留分に相当する財産を受け取れなかった遺留分権利者が、被相続人から遺贈又は贈与を受けた者に対して、自分の権利を侵害された金額の支払を請求することです。これは、相続人全員の最低限の権利と生活を保障するためとなっています。



コンサルタント



相談者

聞きなれない言葉が多くてよくわかりません。それに最低限の生活の保障って、父が亡くなって困るのは父と仕事を一緒にしていた、母と私であり、前妻の子供たちはすでに独立していて、何も困りませんよ。うちの場合は、都内の一等地に不動産があるので、その資産が大きくて、家を分けるなんて、できるわけじゃないですか。

相談者は、遺言があれば遺言どおりに父の財産を分けることができると考えています。その点について質問をしたところ、聞きなれない専門用語を羅列して説明されたため、さらに理解不能となり、やり場のない思いが強い反発となって相続コンサルタントに向けられました。専門用語はかみ砕いて説明しましょう。相談者を納得へ導くには、相談者の事情に沿った解説も必要です。

① 遺留分侵害額請求とは

「遺留分侵害額請求」を一般の方にわかりやすく説明する際には、「法律で最低限、もらえると約束されている遺産をお金でもらうことです」と、言い換えてみてはどうでしょう。

その上で、相談者の家族関係に落とし込んで、家系図などを用いながら説明すると、より理解が深まります。

(1) 遺留分の仕組み

遺留分の仕組みがわからないと、相談者に説明しても納得へ導くことはできません。言葉で説明するよりも、図表を使用して、相談者の家族関係に落とし込んで説明するのがベストです。

① 遺留分割合

遺留分の割合には、三つのポイントがあります。

(ア) 配偶者・子が相続人の場合は法定相続分の $1/2$

(イ) 親のみが相続人の場合は法定相続分の $1/3$

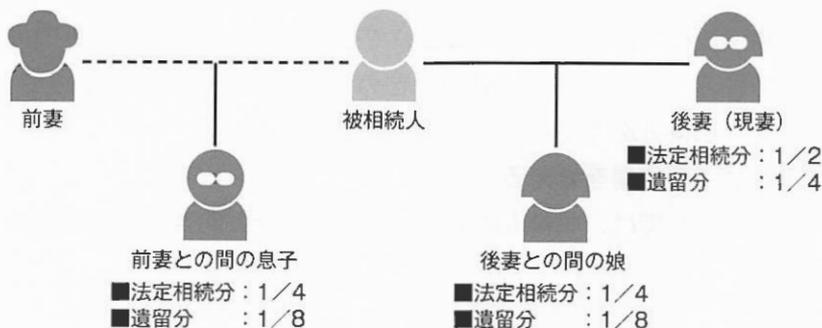
(ウ) 相続人が兄弟姉妹だけの場合には遺留分はなし

相談者の場合は、図表1-1のとおりとなります。

② 遺言書と遺留分の関係

相続人の中には「故人が遺言書を書いていたが、内容に納得がい

■ 図表 1 - 1



かない」という人もいます。しかし、故人が遺言書を作成する際の気持ちを考えてみると、「特別な理由（離婚・再婚・事実婚・隠し子・愛人・同性愛等）がある自分が死んだときに、守りたい人がある」ということが推測できるはずです。

そして、その気持ちが優先してしまい、法律的なルールを考えずに遺言書を作成し、かえって残された家族が争うことになってしまうというケースがあります。本事例のような相談者には、まず下記の手順でルールを伝えてみてください。

③ 伝え方の手順

- (ア) 故人が遺言書を書いた時に、気持ちが優先してしまったであろうこと。
- (イ) 「遺留分」という、相続人に最低限法律で守られた遺産の持ち分があること。
- (ウ) 「遺留分」に満たない遺産しかもらえなかった相続人は、その権利を法的に主張することができること。
- (エ) 「遺留分」を相手に渡すことで、生活資金が大幅に不足してしまうなど、特別な事情がある場合には弁護士に相談してみること。

(2) 専門家が「遺留分」を考える場面

人生100年時代、家族のカタチは多様化し、家族構成・事情もさまざまです。そのような時代背景からしても「遺留分侵害額請求」が登場する機会は増えるのではないのでしょうか。その際に、専門家として注意する点は、相談者が「どの立場にいるのか」によって、考え方・伝え方を変えるということです。

① 相談者の立場を考える

専門家としては、相続人の立場ごとに遺留分と向き合う必要があります。

A：相続対策として被相続人が相談者

B：相続手続きとして相続人が相談者

② 遺留分の何に気を付ければよいのか

相談者の立ち位置が変われば、おのずと専門家の視点・アドバイスも変わるでしょう。まずAの場合は、遺言書作成を士業に繋げる前に「遺産分割方法が遺留分を侵害していないか」の確認が必要となります。逆にBの場合には、遺言書によって「遺留分を侵害されていないか」の確認が必要となります。本事例の相談はこのBに当たります。

② 遺留分侵害額請求への対応

(1) まずは準備をしっかりとする

いざ「遺留分侵害額請求」について話をする場合にも、相談者の立場によって説明の仕方は変わります。まず、具体的な説明をする前に、下記の準備をしてください。

* 「遺産一覧」を受け取り、確認する。

* 「遺産一覧」に掲載されていない資産がないかヒアリングする。

* 今回の問題点を整理する。

元になる遺産の認識がブレると、遺留分が大きく変わってしまいます。相談者によっては勘違いをしているケースもありますので、すり合わせをすることが重要です。

よくあるケースとして、原則として保険金は遺留分の算定基礎に含まれませんので、注意をしてください。

(2) 相談者の立ち位置によって伝えるべき内容は変わる

相談者の立場が、下記のどこに該当するのかで伝える内容は変わ

ります。

① 【相続前（相続対策）】被相続人が相談者

遺族が遺留分をめぐり「遺留分侵害額請求」をして争わないように対策をする大切さを伝え、遺留分のルールを理解してもらいましょう。特に相続対策として、生命保険の活用をしているケースにおいては、丁寧な説明が必要です。

② 【相続後】「遺留分侵害額請求」をする側の相続人が相談者

本事例のケースでいうと、異母兄側がこれに該当します。

「本来、法律で守られている遺留分が満たされていません。法的にご自身の遺留分を主張することができますが、一度弁護士に相談してみませんか？」と提案をしてみましょう。

③ 【相続後】「遺留分侵害額請求」をされた相続人が相談者

本事例がまさにこれに該当します。

なぜ他の相続人から「遺留分侵害額請求」をされたのか、確認・説明をしてください。その上で、まだ不服がある際は弁護士相談を提案してみましょう。相談をする場合には、下記のようなエビデンスを準備すると話の展開が早くなります。

- 遺言書
- 遺留分侵害額請求通知書
- 相続税申告書（あれば）
- 遺言者死亡の記載のある戸籍

法律で最低限、もらえると約束されている遺産の割合があります。それを難しい言葉で「遺留分」といいます。遺言書があっても、この「遺留分」を侵していると相手から待ったがかかるともあります。

今回がそうですね。相続は、ルールの中で上手くやりくりをすることが大切なのです。難しい用語も多々ありますが、わからないことは専門家に相談をしてください。

自宅を守るには「配偶者居住権」という別の法律もあります。また、生活が苦しいのならば、遺留分を侵害していても、弁護士に交渉してもらうことはできますので、具体的に相談してみるとよいでしょう。



コンサルタント



相談者

ネットで「遺言書があれば大丈夫」という記事を読んで、先方ばかりを疑っていましたが、そうではないのですね。ありがとうございます。弁護士さんや専門家と相談しながら、今の自分たちができることを素直に相手に伝えて、話し合いの場を持ちたいと思います。

◆顧客対応のヒント◆

「遺留分」を知らない相続人は少なくありません。また、相談者の中には「ネットのQ&Aサイトで調べました」と言ってくる人も多くなってきました。ネット上の記事は集客だけを目的にしたものも多く、正確性という点で疑問符が付くこともあります。相続対策・相続手続きは個別に事情が違うことを念頭に置いて、しっかりヒアリングをしてください。

その上で、遺留分を確保するためにはどうしたらよいのか、万が一の場合の「遺留分侵害額請求」についての情報も、相談者の立場に応じて伝えることにより、相談者を守ることができましょう。

2

遺言執行者

相続診断士 石塚 安代



相談者

父は80歳で相続のことが気になっているようです。母は数年前に他界し、父は不動産を多く持つ資産家です。

父も心配していると思いますが、私には兄弟姉妹が5人おり、昔から仲が悪いので、父の相続が起こった場合、兄弟姉妹が感情的にならずに話し合いができるのが気がかりです。友人の税理士に父の相続の相談をしたところ、まずは遺言を作成し、執行者を付けたほうがよいと言っています。「執行者」って何をしてくれる方でしょうか。

お父様が兄弟姉妹の仲の悪さを知っているのであれば遺言を作成し、遺言執行者を付けたほうがよいでしょう。

遺言執行者は遺言の内容に沿って必要な手続きを行う役割を担う人のことをいいます。特に相続人が多い場合や争いが予測されるような場合は遺言を作成し、遺言執行者を選任しておくのがよいと言われています。



コンサルタント



相談者

遺言執行者？ なんか刑を執行するみたいな怖い印象ですが、遺言を作成し、遺言執行者を付ければいいのですか？
どのように適任者を見つけるのでしょうか。父に遺言執行者についての説明の仕方やその費用など、また費用はいつから発生するののかも知りたいです。

相談者はそもそも、遺言執行者という言葉の意味や見つけ方から理解できていないようです。父が亡くなった後に遺言の内容を実現するためにどのようなことをやってもらえるのかも理解していません。また、報酬も生前からかかるのではないかと心配しています。

遺言執行者を付けたら、どのような人が相応しいのか、またどのようなことをやってもらえるのかを、言葉の意味とともに順番に説明する必要があります。

① 遺言執行者とは

(1) 遺言執行者とは？

遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他の遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有します（民法1012①）。

遺言執行者は条文にあるとおり、遺言内容を執行する権利義務があります。遺言は遺言者が亡くなった時に効力を生じるため、遺言者はその遺言の内容を自ら実現することはできません。

相談者に伝えるときは、簡単に「遺言した人の遺言の内容を確実に実現してくれる人」と言い換えましょう。遺言者の代わりに遺言内容の実現をするのが遺言執行者ということです。

① 遺言執行者になれるのは？

遺言執行者は特別な資格を要せず誰でもなることができます。ただし、未成年者及び破産者はなれません（民法1009）。したがって、制度上は、もちろん相続人や受遺者と同一人物であっても遺言執行者になれる。

② 遺言執行者を決める方法とは？

● 民 法

（遺言執行者の指定）

第1006条 遺言者は、遺言で、1人又は数人の遺言執行者を指定し、又はその指定を第三者に委託することができる。

2 遺言執行者の指定の委託を受けた者は、遅滞なく、その指定をして、これを相続人に通知しなければならない。（以下略）

遺言によって遺言執行者を決める方法は、遺言で遺言執行者を指定するか、遺言で遺言執行者の指定を第三者に委託し、その者に指定してもらうかの二つがあります。

遺言者が遺言執行者を自分で選んでおきたい場合は、遺言によって遺言執行者又は遺言執行者の決定者を決めておくこととなります。

③ 遺言執行者の選任

● 民法

(遺言執行者の選任)

第1010条 遺言執行者がいないとき、又はなくなったときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求によって、これを選任することができる。

遺言で遺言執行者が指定されていなかった場合、利害関係人は家庭裁判所に遺言執行者の選任の請求ができます。利害関係人とは相続人、受遺者（遺言で財産をもらう人）等のことをいいます。特に受遺者に関しては、遺言執行者がいない場合は、必ず相続人と協力して相続手続きをする必要がありますが、遺言内容によっては相続人の協力を得にくい場合があります。その場合には遺言の中で遺言執行者の選任をしておくことが望ましいでしょう。

(2) 遺言執行者を委任する場合、一般の人が不安に思っていることは？

- ① 自分の死後のことだから、きちんと実行してくれる人に委任しておきたい。
- ② 複雑な遺言の内容の場合、遺言執行者に負担がかかるのではないかと考えてしまう。

本事例のケースでは子が5人いて、その5人の仲が最悪な場合、相続人同士で協力して遺言の内容を実行するのが難しい可能性があります。そうなると、たとえ遺言を残したとしても、相続人の1人を遺言執行者に指名すると他の兄弟姉妹からは協力してもらえないかもしれません。このような複雑な相続でも、専門家が遺言執行者になってもらえるのかどうかを心配している人が多いようです。